

介護保険料のお知らせ

あなたの介護保険料は？

生活保護を受給している

はい

いいえ

市民税を納めている

はい

いいえ

同じ世帯に市民税を納めている人がいる

はい

いいえ

高齢福祉年金を受給している

はい

いいえ

合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下である

はい

いいえ

合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下である

はい

いいえ

合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下である

はい

いいえ

合計所得金額が190万円以上である

はい

いいえ

合計所得金額が400万円以上である

はい

いいえ

所得段階区分	第1段階	第2段階	第3段階		第4段階		第5段階	第6段階	第7段階
			特例第3段階	特例第4段階	特例第3段階	特例第4段階			
対象者	生活保護受給者、高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	世帯全員が市民税非課税で第2段階、特例第3段階以外	市民税課税世帯で本人が市民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	市民税課税世帯で本人が市民税非課税	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円未満	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上400万円未満	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上
26年度 保険料平均月額	2,080円 (基準額×0.4)	2,860円 (基準額×0.55)	3,380円 (基準額×0.65)	3,900円 (基準額×0.75)	4,940円 (基準額×0.95)	5,200円 (基準額)	6,500円 (基準額×1.25)	7,800円 (基準額×1.5)	9,100円 (基準額×1.75)
保険料年額	24,960円	34,320円	40,560円	46,800円	59,280円	62,400円	78,000円	93,600円	109,200円

◆保険料年額は、平均月額(基準額) × 保険料率 × 12か月で計算します。

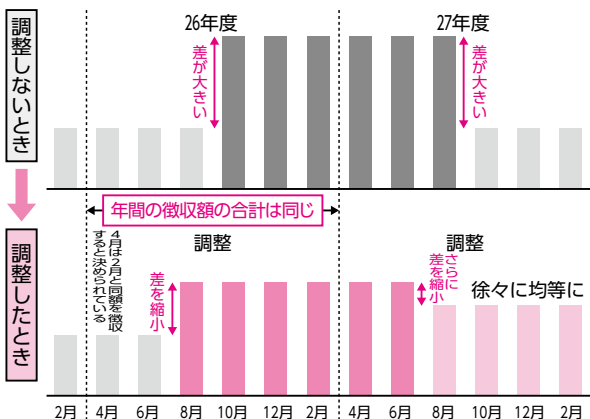
● **年度途中で新たに65歳に到達した方・本市に転入した方**
資格を取得した月から保険料が賦課されます。はじめは普通徴収となりますが、特別徴収の対象となる年金がある方は、資格取得後6か月から8か月で特別徴収に切り替わります。切り替えに伴う申請は不要です。

● **普通徴収/年金から引き去りできない方は、納付書または口座振替で納付(納付書で納付する場合、金融機関のほか、郵便局やコンビニエンスストアでも納付可能)**
● **年度途中で新たに65歳に到達した方・本市に転入した方**
資格を取得した月から保険料が賦課されます。はじめは普通徴収となりますが、特別徴収の対象となる年金がある方は、資格取得後6か月から8か月で特別徴収に切り替わります。切り替えに伴う申請は不要です。

◆ **特別徴収の場合**、平成27年4月・6月の引き去り額は、原則として平成27年2月と同額です。
◆ **特別徴収/年金、遺族年金、障害年金の額が年額18万円以上の方は、年金から引き去りで納付**
◆ **特別徴収/高齢年金、遺族年金、障害年金の額が年額18万円以上の方は、年金から引き去りで納付**
◆ **特別徴収/年金、遺族年金、障害年金の額が年額18万円以上の方は、年金から引き去りで納付**
◆ **特別徴収/年金、遺族年金、障害年金の額が年額18万円以上の方は、年金から引き去りで納付**

保険料の納め方

平成26年度の介護保険料の年額決定通知を7月中旬に送付します。期限内の納付をお願いします。



平成26年度分の介護保険料が決定し、この決定額からすでに納付していただいた4月・6月分を差し引いた額を8月・10月・12月・平成27年2月までの4回に分けて納付していただきます。
今年度も8月からの4期で調整することにより、各年金支給月での徴収額の差が大きくなるないようにしていきます。

特別徴収の期別保険料額の調整を行います

● お問い合わせ／市介護保険事業管理係 ☎26-5363

平成26年度の保険料

賦課限度額
57万円

〈所得割額〉
(前年の所得-33万円)
×7.84%/年

保険料

- ①所得割額
- +
- ②均等割額

〈均等割額〉
39,500円/年

保険料軽減制度

●所得割額軽減

対象者	軽減内容
加入者本人の所得が 91万円以下	5割軽減

●均等割額軽減

※総所得金額の区分		軽減内容 (軽減後の年額)
33万円以下の世帯	加入者全員が年金 収入80万円以下 (他の所得なし)	9割軽減 (3,950円)
	上記以外	8.5割軽減 (5,925円)
33万円+(24万5千円×加入者数) 以下		5割軽減 (19,750円)
33万円+(45万円×加入者数) 以下		2割軽減 (31,600円)

世帯の所得で判定

※世帯主と被保険者の所得の合計

社会保険などの被扶養者だった方への保険料特別措置

所得割額/なし 均等割額/9割軽減 ⇒ 年額3,900円

平成26年度の後期高齢者医療保険料の決定通知(普通徴収の場合)は納付書も同封)を7月中旬に送付します。期限内の納付をお願いします。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

●お問い合わせ/市介護保険課高齢者医療係 ☎26-5729

保険料の納め方

特別徴収/老齢年金、遺族年金、障害年金の額が年額18万円以上の方は、年金から引き去りで納付
普通徴収/年金から引き去りできない方は、年間8回に分けて納付書または口座振替で納付

保険料率を改定

保険料は、加入者の所得に応じて負担していただく「所得割額」と、加入者全員に平等に負担していただく「均等割額」との合計額で、医療費の伸びや加入者数の伸びなどの動向を勘案して、2年毎に保険者である山形県後期高齢者医療広域連合が見直しを行います。平成26年度は見直しの年に当たり、賦課限度額は57万円とし、保険料率は上図の通り改定しました。

軽減措置

前年の所得が一定額以下の場合、上図の通り所得割額と均等割額が軽減される制度があり、平成26年度の見直しで均等割額の5割軽減

と2割軽減の対象が拡大されました。被用者保険の被扶養者だった方への特別措置/本年度の保険料は、年額3千900円です(国民健康保険や国保組合などに加入している方は対象外)

●お支払いは口座振替が便利です

年度途中、新たに75歳に到達した方や本市に転入した75歳以上の方には、資格を取得した月から保険料が賦課されます。年金引き去りができるまで通常6か月から8か月かかるため、最初は普通徴収で納めていただきます。その間の納め忘れをなくすためにも、口座振替をお勧めします。手続きは、金融機関でできますので、指定口座の通帳、通帳の届け出印を持参してください。

●納付にご理解・ご協力を

後期高齢者医療保険制度は、加入者の皆さんから納めていただく保険料によって成り立っています。保険料の未納は医療制度の安定的な運営に直接影響を及ぼしますので、保険料の期限内の納付と完納にご協力をお願いします。